

## 魚沼市再生可能エネルギー普及促進事業補助金 よくある質問 Q&A

### 〈補助対象要件について〉

1. 申請前に機器等を購入または設置した場合は対象になりますか。

**対象になりません。** 機器の購入や設置前に申請していただく必要があります。

(交付要綱第5条)

2. 自分で設置する場合も対象になりますか。

自分で設置する場合は、機器等や備品等の設置に必要な経費が**対象になります**。ただし、申請に必要な見積書をすべて用意していただく必要があります。また、申請前に購入したものは対象になりません。

3. 市外の施工業者に工事を依頼した場合は対象になりますか。

**対象になります。**

4. 機器等の入れ替えは対象になりますか。

令和6年度より**対象外となりました**。ご自宅または事業所に初めて機器等を設置する場合は対象です。(交付要綱第2条第2項)

5. 中古の機器等は対象になりますか。

令和6年度より**対象外となりました**。未使用品が対象です。(交付要綱第2条第2項)

6. 申請時点で魚沼市外に住所がありますが、転入を予定しています。対象になりますか。

交付申請をした年度内に転入する場合、**対象になります**。申請書を提出する際に、年度内に転入する旨の「確約書」を提出してください。

7. 工事はいつまでに完了しなくてはいいですか。

交付申請をした年度内(3月末まで)に工事及び支払いを完了し、実績報告書を提出していただく必要があります。

8. 他の補助金との併用は可能ですか。

**可能です**。ただし、国や県など他の補助金と併用する場合は、市に相談してください。

9. 複数の機器等を同時に設置する場合、対象になりますか。

**対象になります**。機器ごとに補助金額を算出したうえ、合算した金額となります。ただし、交付要綱第2条及び第3条の要件を満たした機器等である必要があります。

### 〈交付申請手続きについて〉

1. 申請書はどこに提出すればいいですか。

生活環境課窓口(市役所本庁舎2階15番)に提出してください。

2. 施工業者が申請手続きを代行してもいいですか。

施工業者による代行も**可能です**。申請内容を施工業者と十分に調整のうえ、手続きを行ってってください。

### 3. 完了予定年月日はどのように記入すればいいですか。

工事の完了予定日を記入してください。新築の場合は、交付申請した機器等の設置予定日を記入してください。

### 4. 位置図はどのようなものを用意すればいいですか。

ご自宅または事業所の場所が分かる地図を提出してください。

### 5. 配置図はどのようなものを用意すればいいですか。

機器等の設置場所が分かる間取り図を提出してください。

### 6. 交付決定はいつ頃になりますか。

申請書類に不備等がなければ、申請書受付後おおむね 1 週間程度で交付決定通知書を送付します。

## 〈実績報告手続きについて〉

### 1. 実績報告書の提出はいつまでですか。

事業完了日（工事が完了し、支払いを終えた日）から 1 か月以内をめぐり、速やかに提出してください。

### 2. 振込先の口座は申請者以外のものでいいですか。

振込先は申請者名義の口座のみです。

## 〈その他〉

### 1. 申請内容が変更した場合はどうすればいいですか。

まずは、生活環境課にご連絡ください。

申請額に増減が伴う場合は補助金等変更（廃止）申請書を提出してください。申請額に変更がない場合も、実績報告書に変更後の見積書を添付していただく必要があります。

### 2. 振込はいつ頃になりますか。

実績報告書の提出後、ご自宅や事業所に市職員が機器等の検査に伺います。検査完了後、不備等がなければおおむね 1 ヶ月以内に振込となります。

## 〈太陽光発電設備について〉

### 1. 定置型蓄電池と同時に設置する場合は、補助の対象になりますか。

対象になります。

#### 【補助金額】

太陽光（上限 20 万円）+蓄電池（上限 20 万円）=最大 40 万円

#### 【申請書】

1 枚の申請書に必要事項を記入してください。機器ごとに補助金額の計算をしますので、太陽光は見積書と出力が分かる書類、蓄電池は見積書を提出してください。

### 〈定置型蓄電池について〉

1. 可搬式の蓄電池は対象になりますか。

対象になりません。住宅や事業所に設置される置き型タイプの定置型蓄電池のみ対象となります。

2. 太陽光発電と接続せずに、蓄電池のみ設置する場合は対象になりますか。

対象になりません。太陽光発電に接続する蓄電池が対象です。

### 〈薪ストーブ、ペレットストーブ等について〉

1. ストーブは中古品ですが、ほかの設備（煙突など）が新品です。ストーブ以外の設置経費は対象になりますか。

対象になりません。新品のストーブを申請することを前提として、付帯設備（煙突など）を設置経費として含むことは可能ですが、ストーブの申請をしない場合は対象外です。

2. 薪ストーブをペレットストーブに入れ替える場合は対象ですか。

対象になります。